

奈良県外国人総合相談窓口

窓口での相談場所：奈良県外国人支援センター
 (奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階)
 電話：0742-81-3420 FAX：0742-81-3321
 メール・Skype：<https://www.pref.nara.jp/31742.htm>

奈良県に在住されている外国人のみなさんの悩みや生活相談ができます。秘密は守ります。相談員に日本での在留手続きや学校のことなど、なんでもご相談ください。無料です。言語によって相談方法がかわります。

■相談員と、窓口・電話・FAX・メール・Skypeで相談できる言語

英語・ポルトガル語	月・金曜日	} 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
中国語	火・木曜日	
ベトナム語	水曜日(開始時期未定)	
日本語	月～金曜日	

※上記については、令和5(2023)年11月1日現在の内容です。今後変更の予定がありますので、県ホームページでご確認ください。

■窓口で電話通訳・テレビ電話を使用して相談できる言語

韓国語・ベトナム語・タガログ語(フィリピン語)・インドネシア語・	} 月曜～金曜の 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
タイ語・ネパール語・スペイン語・ミャンマー語	

外国人労働相談窓口(奈良県外国人・人材活用推進室)

事前予約：<https://www.pref.nara.jp/55122.htm>

奈良県に住んでいる、または働いている外国人のみなさんが、いつも使っている言葉で労働相談できます。賃金、労働時間、ハラスメントなど困っていることを相談してください。無料です。

第2週目・第4週目の土曜日13:00～17:00

原則、相談は1回あたり90分までとなります。

<https://www.pref.nara.jp/55122.htm> で相談したい日の3日前の17:00までに申し込んでください。(土曜日・日曜日・祝日は数えません。)

■第2週目の土曜日

中和労働会館(大和高田市幸町2-33)

■第4週目の土曜日

奈良労働会館(奈良市西木辻町93-6)

「人権週間」が始まります

昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と決めました。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年以来、「人権デー」を最終日とする1週間は「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

世界人権宣言とは？

20世紀は、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。そこで、昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

奈良県人権施策課相談窓口

人権相談窓口

TEL：0742-27-8726
FAX：0742-27-8721

月曜～金曜 8：30～17：15
(祝日・年末年始を除く)

◇だまって我慢していませんか？

地域社会、職場、家庭、学校など、いろいろな場所で生活する中で、「何か変だな?」「これって人権侵害?」と感じながらも、じっと我慢したり、そのままにしたりして、しんどくなることってありませんか。

「人権相談窓口」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、相談員がお話を伺いながら、少しでもほっとして、自分らしく日常生活を送ることができるようにお手伝いします。必要に応じて、問題解決に向けて他の相談機関を紹介したり、おつなぎしたりすることもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。

相談は無料

秘密厳守します

来所相談OK

